

日本政府、ようやくハーグ送達条約 10 条(a)の拒否宣言に至る

奈良房永、アンドリュー・J・ローリア、池辺健太

- 2018 年 12 月 21 日、日本政府はハーグ送達条約 10 条(a)への拒否宣言を行いました。
- 米国の訴訟において、*Water Splash* 事件最高裁判決以降、日本の被告への直接の郵便による訴状送達の効力が認められる可能性が高まったのではないかと懸念がありましたが、今回の拒否宣言によりその懸念は払拭されました。
- 今後、ハーグ送達条約締結国における訴訟で被告となった日本企業としては、今回の拒否宣言を知らない原告への対応に留意する必要があるほか、中央機関を通じた送達を避けたいと考える原告とどのように交渉していくか等がポイントとなります。

はじめに

2018 年 12 月 21 日、日本政府はハーグ送達条約 10 条(a)への[拒否宣言](#)を行いました。このことは、一般的に日本国外における訴訟で被告となる可能性のある日本企業や日本人にとって喜ばしいことであるといえます。しかし、このことがなぜ、どのような意味で喜ばしいことなのかを理解するにはハーグ送達条約の仕組みや従来の日本政府の対応等に関する知識が必要となります。

そこで、本稿ではまずその点の前提知識を簡潔に説明したうえで、今回の日本政府の拒否宣言が持つ意味について解説します。その上で、今後の日本企業・日本人をめぐるハーグ送達条約締結国における訴訟や当該国の企業との交渉の展望についても考察を行います。

ハーグ送達条約とは

ハーグ送達条約とは、1965 年 11 月 15 日にオランダのハーグにおいて、ハーグ国際私法会議 (Hague Conference on Private International Law) の構成国間で採択された、国際的な訴状の送達等についての締結国間での統一的なルールを形成する多国間条約で、英語の名称を「Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters」といい、日本における条約名は「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(昭和四十五年六月五日号外条約第七号)です。現時点までの間に 74 ヶ国・地域において締結され、発効しています(以下「本条約」といいます)。本条約のもとでは、各締結国の中央機関(Central Authority)を通じた訴状等の文書の送達の仕組みが構

築されています。各締約国は、本条約に基づく送達文書を他の締約国から受領し本条約に従って送達を実施する機関として中央機関を指定することとされています(本条約 2 条)。裁判が係属している国の裁判所の担当職員や原告自身などの当該書類を送達する権限を有する者が、当該書類を被告等の送達の名宛人の所在する国の中央機関に送付し、その中央機関が自ら又は適切な自国内の他の機関を通じて送達を実施します(本条約 5 条)。

本条約のような取り決めの無い国家間で訴状等の送達を行う場合、典型的な送達方法として想定されるのは外交ルートを通じた送達です。外交ルートは通常双方の国の外務省等の機関が文書の送付に関与するため時間がかかるとされており、このような外交ルートと比較すると、本条約による中央機関を通じた送達はかなり簡略化されていると言われています。

しかし、本条約のもとでの送達方法も、名宛人の所在国の中央機関を通じて行うものである以上、相応の期間は必要であり、対象国や文書の準備・やり取りの状況などにも応じ、2 ヶ月から場合により 6 ヶ月程度送達に要するとされています。

また、本条約に基づき中央機関を通じた送達を実施される場合、原則として、当該中央機関は原告等の送達を要請する者に対し、送達すべき文書を送達名宛国の言語に翻訳するように求めることができるとされており(本条約 5 条)、現に日本を含む多くの国が翻訳を求めています。

このように、中央機関を通じた送達には時間及び翻訳費用その他のコスト面での負担が伴うことから、一般に、多くの原告にとっては次に記載する郵便による直接送達がより魅力的なオプションとして映ることになります。

郵便による直接送達

郵便による直接送達として通常想定される形態は、係属している訴訟の原告から、国外に所在する被告に対して直接郵便により文書が送付され、被告の受領とともに送達が完了するという形態です。上記のとおり、郵便送達が認められた方が原告にとっては好ましいですが、他方被告となった日本企業としては、仮に郵便送達が認められなければ送達を受けるまで訴訟の準備の時間を十分に取ることができることが多い上に、場合によってはハーグ送達条約に基づく送達を省略して訴状を受け取る代わりに原告から何らかの有利な条件を引き出す等の交渉がありえたのに、郵便送達が可能であればそのような交渉ができない等の観点から郵便送達できない方がありがたい、ということなると思われます。

このような郵便による直接送達に関して、ハーグ送達条約 10 条(a)は、**名宛国が拒否を宣言しない限り**、本条約は、外国にいる者に対して裁判上の文書を直接郵便により**送付(「send」)**する権能の行使を妨げるものではない(すなわち名宛国が拒否宣言したら、郵便による裁判上の文書の送付はできない)、と規定しています。後記の *Water Splash* 事件判決においても問題となったとおり、この条文の読み方には次の 2 通りあります。

- ① この裁判上の文書の送付(「send」)には訴状の送達(「serve」)は含まれない。本条約は全体として訴状の送達について中央機関を通じて行うようルールを定めており、それ以外の方法による訴状送達は認められない。10 条(a)は訴状送達以外の書面の送付について規定したもので、訴状送達とは関係ない。10 条(a)の拒否宣言をしたか否かにかかわらず、訴状の郵送送達は認められない。
- ② この裁判上の文書の送付(「send」)には訴状の送達(「serve」)も含まれる。10 条(a)により、名宛国が拒否を宣言しなければ中央機関を通じた方法のほかに直接郵送による訴状送達もでき、名宛国が拒否を宣言すれば直接郵送による訴状送達は認められない。

いずれの立場に立つとしても、名宛国が 10 条(a)につき拒否を宣言してさえいれば、郵送による送達は必ず禁止されることになります。

日本政府の立場

日本は、1970 年 3 月 12 日の条約署名当初から今回の拒否宣言に至るまでの間、10 条(a)について拒否宣言を行っていませんでした。それでは、日本政府は外国での裁判における日本への送達について直接郵便による送達を認めるスタンスであったのかというとそうではなく、[1989 年に行われたハーグ国際私法会議の特別委員会の会議](#)で日本は、「わが国が 10 条(a)につき拒否宣言をしていないのは、外国から裁判上の文書が直接郵送されてきたとしても、わが国としては、それを主権侵害とはみなさないことを意味しているだけであって、それをわが国においても訴訟法上の効果を伴う有効な送達として容認することまでも意味するものではない」というコメントを提出しています(上記リンク先会議録の第 17 項)。その意味内容は明確ではありませんが、上記①の考えと同様、10 条(a)に拒否宣言しているか否かと郵送の訴状送達ができるか否かは関係がないとする立場といえます。しかし、あくまで第 10 条(a)への拒否宣言をしていないのは事実であったため、実際にハーグ送達条約締結国における裁判において日本企業が被告とされた場合に、本当に日本への郵便送達の効力が認められない取扱いとなるかは明確でなかったといえます。

アメリカの判例を例にとると、現在までにこのコメントに基づいて日本が米国からの訴状の郵送送達を正式に拒否していると判断した事例はなく、むしろかかるコメントによっても郵送送達の効力を明確に否定したのではないと述べた裁判例があります(*Nicholson v. Yamaha Motor Co.*, 80 Md. App. 695 (1989))。ただし、他方で、上記①の解釈を前提に、日本がハーグ条約 10(a)を拒否宣言しなかったからといって、郵便による送達を認めたとは考えにくいと説示した裁判例もあり(*Suzuki Motor Co. v. Superior Court*, 200 Cal. App. 3d 1476, 1481, 249 Cal. Rptr. 376, 379 (Ct. App. 1988))。米国連邦最高裁による見解の統一が待たれていたところでした。

このように、日本政府の立場が不明確であったことや、上記①のような解釈があり得たことから、日本の被告に対して郵便による送達を試みることには一定のリスクがあり、用心深い原告であれば郵便送達ではなく最初からハーグ送達条約の中央機関による送達を行うことも多かったものと考えられます。その意味で、次に説明する *Water Splash* 事件判決までは、米国の訴訟に関しても、上記日本政府のコメントは郵便送達に対して一定の歯止めとなっていたものといえます。

Water Splash 事件判決 (*Water Splash, Inc. v. Menon*, 137 S. Ct. 1504 (2017))

この事件は、アメリカの *Water Splash* 社がカナダに居住する元従業員をテキサス州の裁判所で訴え、公共郵便、民間郵便及び E メールで送達を行ったにもかかわらず返答がなかったことから同社勝訴の欠席判決が下されたことについて元従業員が判決の無効を主張した事件であり、ハーグ送達条約が郵便による送達を禁止しているか否かが争点となりました。

2017 年 5 月に連邦最高裁判所より下された本判決は、上記②の考え方をとりました(10 条(a)の郵便での送付(「send」)には訴状の送達も含まれる)。ただし、名宛国が拒否宣言していなければ本条約は郵便送達を「禁止しない」というだけのことであり、米国の裁判所において実際に米国外の被告に郵便送達を実施するためには、さらにその手続きにおいて適用される米国(連邦又は州)法上郵便送達を認める根拠があり、それを満たしていなければならないとも判示されています。

本判決は米国の連邦最高裁判所の判決であるため、今後アメリカの裁判所における訴訟においては、米国外への郵便送達の要件をクリアしてさえいれば、米国外での郵便送達が認められるか否かは、単純に名宛国が拒否宣言しているか否かの問題となり、そこで拒否宣言を名宛国がしていなければ郵便送達の効力が認められることが明確になりました。

これは、日本の被告との関係では、日本政府が拒否宣言をしていない以上、日本への郵便送達が認められやすくなったことを意味します。

日本政府、拒否宣言へ

上記 *Water Splash* 事件以降、とりわけ米国の訴訟において日本への郵便送達の可能性が高まったのではないかと懸念も持たれる状況にありました。しかし、2018 年 12 月 21 日、ついに日本政府は 10 条(a)への拒否宣言をするに至りました。これにより、今後ハーグ送達条約締結国における訴訟では日本の被告に対して直接郵便による訴状の送達はできないことが明確になり、一般にこれは日本の企業等にとって喜ばしいことであるといえます。

ただし、かかる拒否宣言がなされたことについて、現時点では外務省や日本政府による公表はなされておらず、また今後も特に公表の予定は無いと聞いています。そのため、現時点でも外国はもちろん日本企業・日本の法曹関係者であってもこの拒否宣言の存在を知らない(=日本への郵便送達を実施する余地があると考えている)方も相当程度いるのではないかと考えられます。

日本企業が今回の拒否宣言を知らない外国企業に訴えられ直接郵送送達が試みられた場合に毅然と対応できるよう、今回の拒否宣言についてはできるだけ早く、広く周知されることが望ましいといえます。

今回の拒否宣言が持つ意味・今後の展望

上記のとおり、今回の拒否宣言によって、ハーグ送達条約締結国における訴訟では日本の被告に対して郵送による訴状送達はできず、中央機関を通じた送達が原則として唯一の方法となります。ただし、日本の拒否宣言を知らない原告が日本の被告に対して直接郵便による訴状送達を試みた場合には、日本の被告としては今回の拒否宣言の存在を示し、そのような送達が無効であることを主張するとの対応が可能です。

また、郵便による送達ができなくなりましたが、原告は中央機関を通じた送達の煩雑さやコストを避けたいので、今後、日本の被告としては送達を自ら受け入れることと引き換えに原告から何らか被告に有利な条件を引き出すことが可能になります。

他方で、今後、日本企業が米国企業との間で、何ら紛争を生じていない平時において何らかの契約を締結する際、訴訟になった場合のこのような状況を踏まえて、日本企業があらかじめ契約上自らの米国内における送達引受人を指定することを相手方米国企業から求められることも考えられます。このような場合、日本企業としては、後々紛争が生じた際に不利になることのないよう、今回の日本政府の本条約 10 条(a)への拒否宣言の意義をしっかりと理解した上で契約交渉にあたるべきであるといえます。

本稿の原文(英文)につきましては、[Japanese Government Finally Declares Objection to Service by Mail under the Hague Service Convention](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Andrew J. Lauria

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1234
andrew.lauria@pillsburylaw.com

池辺健太

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2019 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.